

議事要旨(3) リスク分担型DBに関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、藤澤研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

また、本日の委員会では、厚生労働省 年金局 国民年金基金課 基金数理室長 山本進氏が参考人として出席された。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

本制度の会計処理に関する論点

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 短期的に積立金不足が生じた場合については、企業に追加的な拠出義務がないと判断するためには、労使間で何らかの追加的な合意が必要かもしれない。また、短期的に生じた積立金不足に対応するために、掛金を追加拠出する場合の取扱いを示すことも有用かもしれない。
 - 将来に給付の減額調整が生じたときに新たな労使合意を形成して掛金を増額する場合、労使間で給付を維持する旨が合意されている否かが重要と考えており、具体的な文案の検討にあたっては、この点を考慮する必要がある。
 - 本制度において想定されている給付調整の頻度等が示されるなど厚生労働省による制度の理解が促される施策があれば、文案の検討において有用かもしれない。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 短期的に積立金不足が生じるのは、これまでの厚生労働省の説明によると、極めて限定的なケースであると理解しており、そのような例外的なケースまで取り扱う必要は基本的にはないと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本制度の趣旨を踏まえると、導入当初に労使間で給付を維持する旨が合意されるケースは想定できないのではないかと。また、本制度が現時点で運用されていない状況において、全てのケースを想定することは不可能であり、現時点では、企業が追加的な拠出義務を負っていないと整理することに違和感はない。
 - リスク対応掛金の未拠出分について、本制度の解散等において未拠出分の拠出が要求されないことをもって、その債務性を否定しているが、制度は継続されることを前提とすべきであり、債務性を否定する十分な理由とはならないのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本制度の解散時に未拠出分の拠出が要求されないことは、通常のケースではないため、そのみを理由にリスク対応掛金について負債の計上が不要とは言えないと考えているが、他の事項も併せて考慮して、負債の計上が必要とまでは言えないと提案している。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - リスク対応掛金の総額は労使合意で決まるが、この場合の労使合意における労働者側の要件及び使用者側の要件にも十分に留意する必要がある。

開示に関する論点

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 財務諸表利用者が現行の確定拠出年金制度と本制度との差異を把握するためには、何らかの追加開示が必要と考えており、リスク対応掛金の拠出総額を当初に負債として認識しないのであれば、注記情報として当該情報を提供する必要がある。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 本制度が従来 of 確定拠出年金制度とは異なることや、労使合意が重要な要素である点を考慮すると、本制度の特徴を踏まえた内容の開示が必要である。
- 財務諸表利用者の理解可能性を高めるために、費用処理した金額の内訳を注記することを検討すべきではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 会計処理と開示は一体で検討すべきであり、本制度を会計上の「確定拠出制度」に分類するのであれば、開示事項も他の「確定拠出制度」と同様に取り扱うべきであり、本制度におけるリスク対応掛金に関する固有の開示事項を要求すべきではない。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 本制度は新たな企業年金制度であるため、本制度の概要に関して十分に記載されるよう更なる検討をお願いしたい。

これらに対して、事務局より、ご意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

以 上